

大和市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年1月29日

大和市監査委員 中村正樹

大和市監査委員 赤嶺太一

1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査対象

団体 大和市イベント観光協会

所管部局 市民経済・にぎわい創出部 にぎわいイベント課

3 監査対象期間 令和7年4月～令和7年12月

4 監査年月日 令和8年1月29日

5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、団体の事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事項

- 補助金の経理に関する事務

所管部局に関する事項

- 補助金交付に関する事務

6 主な着眼点 団体に関する事項

- 収入、支出の経理は適正か
- 補助金が対象事業以外に流用されていないか
- 現金等の管理体制は適切か

所管部局に関する事項

- ・助成手続きは適正か
- ・団体に対して適切に指導・監督を行っているか

7 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正

に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。